

公立大学法人公立小松大学における個人情報の保護に関する規程

令和7年2月1日

規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「令」という。)、個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「施行規則」という。)及び小松市個人情報保護法施行条例(令和5年小松市条例第2号。以下「条例」という。)、小松市個人情報保護法施行条例施行規則(令和5年小松市規則第16号。以下「条例施行規則」という。)に定めるもののほか、公立大学法人公立小松大学(以下「法人」という。)における個人情報の適正な取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(管理体制)

第2条 法人の個人情報管理体制は、次のとおりとする。

(1) 総括個人情報保護管理者

総括個人情報保護管理者は、理事長とし、法人における個人情報の適正な管理を総括する。

(2) 個人情報保護管理者は、事務組織については事務局長、教学組織においては学長とし、次に掲げる業務を行う。

ア 個人情報の適正な管理について責任を負い、個人情報保護監督者を指揮すること。

イ 個人情報の安全管理に関する基準を作成するなど個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずること。

ウ 個人情報の保護の重要性等に対する理解と遵守の徹底が図られるよう職員に対して必要な啓発及び研修を実施すること。

エ 個人情報の管理状況に係る定期的な総括個人情報保護管理者への報告。

オ 監査責任者の指定

(3) 個人情報保護監督者

個人情報保護監督者は、事務組織については課長、教学組織においては部局長とし、次に掲げる業務を行う。

ア 各所属において保有する個人情報の適正な管理について、所属職員を指導監督すること。

イ 個人情報の管理状況に係る定期的な点検の実施及び実施結果の個人情報保護管理者への報告。

ウ 必要に応じて所属内に個人情報保護担当者を指名し、置くこと。この場合における個人情報保護管理者への報告。

(4) 個人情報保護担当者

個人情報保護担当者は、個人情報保護監督者を補佐し、個人情報の保護に関する事務を担当する。

(5) 監査責任者

監査責任者は、個人情報の管理の状況について監査する。

(職員の責務)

第3条 職員は、法の趣旨に則り、関連する法令及び規程等の定め並びに総括個人情報保護管理者、個人情報保護管理者、個人情報保護監督者及び個人情報保護担当者の指示に従い、個人情報を取り扱わなければならない。

(適正管理)

第4条 個人情報保護管理者は、個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の適正な管理のため、次に掲げる事項のほか必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報保護監督者に、個人情報が記録された文書を施錠できる保管庫等で保管させ、かつ、当該保管庫等の鍵を適切に管理させるとともに、当該保管庫等のある執務室等の施錠を適切に行わせること。
- (2) 個人情報保護監督者に、法第2条第3項に定める要配慮個人情報が記録された公文書の保管をより厳重に行わせること。
- (3) 個人情報保護監督者をして職員に、個人情報を保存した電子計算機等の機器の盗難防止や紛失防止のため、執務室の施錠及び鍵の管理を適正に行わせるとともに、電子計算機による個人情報の取扱いに係るパスワードやIDカードを適正に管理させること。
- (4) 個人情報保護監督者をして職員に、第2条第2号イにより個人情報保護管理者が定める安全管理に関する基準に基づいて、個人情報の盗難、紛失、不正アクセス、虚偽記載、改ざん、消去又は個人情報が記録された機器若しくは媒体の不適正な外部持ち出し等がないよう、適正に個人情報を取り扱いさせること。
- 2 前項各号に定めるもののほか、情報システムを所管するシステム管理者は、情報システムにおける個人情報の適切な管理を図るために、情報システムにおけるセキュリティシステムの整備及びアクセス制限等の管理運用上の取扱い並びに電子機器及びデータ保存媒体の管理及び取扱い等について、必要な措置を講じなければならない。
- 3 職員は、保有する必要がなくなった個人情報を、確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的文化的価値を有する資料として保存されるものについては、この限りでない。
- 4 前項ただし書に該当する場合には、職員は、個人情報保護管理者の承認を得なければならない。
- 5 個人情報が情報システムや個々の電子計算機に保存されている場合、当該保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の管理に係る事項は、第2項に定めるもののほか、公立小松大学情報システム運用基本規則(平成30年規則第21号)の定めるところによる。

(漏えい事故等発生時の対応)

第5条 個人情報の漏えい事故等安全管理上で問題となる事案が発生した場合、職員は、個人情報保護監督者を通じて個人情報保護管理者に第一報を入れ、個人情報保護管理者は速やかに調査を実施するとともに、次の事項を法人総括個人情報保護管理者に報告しなければならない。

(1) 発生経過

- (2) 原因
 - (3) 漏えい文書等の内容
 - (4) 事故後の対応
 - (5) 再発防止策
- 2 個人情報保護監督者は、個人情報保護管理者の指示に従い、流出した個人情報の回収に努め、事案に係る本人への必要な対応等を迅速に行わなければならない。
- 3 個人情報保護管理者は、被害の拡大防止等のため、事案の内容、影響等に応じて事実関係及び対応策を公表しなければならない。

(縦覧、開示、訂正及び利用停止手続き等)

第6条 個人情報の開示、訂正及び利用停止（以下「開示等」という。）に係る手続きその他法の施行については、令、施行規則の例による。また、法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は無料とするとともに、条例が定める縦覧並びに開示等に係る写しの交付に関する費用、その他条例の施行については、条例施行規則の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年2月1日から施行する。
- 2 公立大学法人公立小松大学における小松市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規程（平成30年4月1日規程第5号）は、廃止する。
- 3 施行日前に小松市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則（平成7年小松市規則第17号）の規定による請求等がされた場合における当該請求に係る手続きについては、なお従前の例による。